

清瀬市まちづくり基本条例に関する条例運状況用調査

問1 条例第10条関係

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例(以下「条例」という)第9条第2項に基づき、条例が適切に運用されているかを審議し、その結果を市長に対し提言することを目的としています。各執行機関において設置された附属機関について令和3年度の実施状況等をご回答ください。

①附属機関等の名称	②設置年度	③設置根拠法規の名称	④設置根拠の区分	⑤開催回数(回) ※書面開催含む	委員構成(令和4年3月31日現在)										会議の運営										課名			
					公募委員					委員長の男女別					会議の公開			⑮開催の周知		⑰会議録の公表			⑱市民の意見の聴取					
					⑥総数(人)	⑦人数(人)	⑧割合(%)	⑨総数(人)	⑩公募委員がいない理由	⑪「その他」の場合具体的な理由	⑫女性委員(人)	⑬男女同数となっていない理由	⑭「その他」の場合具体的な理由	⑬公開状況	⑭非公開の理由	⑭「その他」の場合具体的な理由	市報	ホームページ	⑮傍聴の有無	公表状況	ホームページ	その他(具体的に)	周知・公表を行わなかった理由(⑮⑰で〇がない場合)	有無		聴取方法		
例) 清瀬市まちづくり委員会	H15	清瀬市まちづくり基本条例	条例	3	20	10	50%	男	20			10			公開				〇	〇	〇	〇	〇			有	ワークショップ	シティプロモーション課
生活安全対策協議会	H15	清瀬市安全安心なまちづくり	条例	1	10	1	10%	男	4			1	1公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった		公開				×	×	×	〇	〇		コロナにより、委員に対して書面による報告のみとしたため	無		防災防犯課
清瀬市防災会議	S38	清瀬市防災会議条例	条例	1	25	8	32%	男	0	2専門的な内容のため公募に馴染まない				公開				×	×	×	〇	〇		コロナによる人員削減のため	無		防災防犯課	
清瀬市国民保護協議会	H17	清瀬市国民保護協議会条例	条例	1	18	3	17%	男	0	2専門的な内容のため公募に馴染まない				公開				×	×	×	〇	〇		コロナによる人員削減のため	無		防災防犯課	
清瀬市地域自立支援協議会	H19	障害者総合支援法	法律	2	13	4	30%	男	0	2専門的な内容のため公募に馴染まない	清瀬市地域自立支援協議会運営要綱においても公募の規定はない。	0		公開							〇			専門性が高く、市報やホームページでの周知は行っていない。非公開ではないため福祉関係者が傍聴に来ることもある。	無		障害福祉課	
清瀬市社会教育委員の会議	H18	清瀬市社会教育委員条例	条例	6	7	4	60%	男	0	2専門的な内容のため公募に馴染まない				公開				×	×	×	〇	〇		清瀬市社会教育委員条例で明確な規定がなかったため	有	会議への出席	生涯学習スポーツ課	
清瀬市学校運営協議会	R4	清瀬市学校運営協議会規則		5	10	7	70%	男	0	2専門的な内容のため公募に馴染まない				公開				×	×	×	〇	〇		清瀬市学校運営協議会規則で明確な規定がなかったため	有	会議への出席	生涯学習スポーツ課	